

午後 1 時開議

○鈴木隆之議長 ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

○鈴木隆之議長 事務局長に諸般の報告をさせます。

〔高野事務局長朗読〕

1 陳情取下願 (1 件)

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、陳情の取下げについてお諮りいたします。ただいま事務局長に報告させましたとおり、7 第 60 号 再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情について、提出者から取下願が提出されました。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、取下げを承認することに決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 本日の日程に入ります。

日程第 1 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 1

第 82 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算 (第 4 次) ほかに 17 件 (委員会審査報告)

○鈴木隆之議長 総務財政委員長の報告を求めます。

〔10 番えびさわ圭介議員登壇〕 (拍手)

○10 番 (えびさわ圭介議員) ただいま上程されました第 82 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算 (第 4 次) ほかに 17 件につきまして、所管総務財政委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

まず、第 82 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算 (第 4 次) ほかに、第 83 号から第 85 号議案の補正予算案につきまして、主な質疑を申し上げます。

補正予算案における財政基金の繰戻しについて伺いたいとの質疑に対し、今回、財政基金の繰戻しをすることになった主な要因としては、収入の伸びや予算の執行精査、執行努力等を踏まえ、令和 7 年度決算に基づく精算や財源調整の結果、長期的な財政運営という視点により今後を見通して、適切に今回の基金に繰戻しを行うという結果になったとの答弁がありました。

また、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設について、現在は蒲田中学校に設置されているが、他のエリアでの必要性について区の考えを伺いたいとの質疑に対し、来年度の入級申込みが想定を上回ったため、現時点では、既存の蒲田中学校のクラスを増やすことと併せて、他の地域にも設置することを検討している。具体的には、来年度の春、田園調布中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設する想定で、現在、保護者や地域の方々と丁寧な調整を行っている。今後はニーズにより大森地域など他の地域にも設置していくことも視野に入れて検討をしていくとの答弁がありました。

なお、第 82 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算 (第 4 次) の審査中、清水菊美委員から予算の編成替えを求める動議が提出されました。その内容は、歳入として基金繰入金 6 億 6766 万 5000 円を増額し、歳出として非課税世帯を対象とした防災備蓄品の支給費用並びにこどもインフルエンザワクチン接種費用助成拡充及び高齢者インフルエンザワクチン接種費用助成拡充費用を増額するとの内容でした。

この予算の編成替えを求める動議に対する主な質疑について申し上げます。

防災備蓄品の支給やインフルエンザワクチン接種費用助成について、他区の状況を伺いたいとの質疑に対し、本動議提出に当たって、特段他区の状況の調査は行っていない。大田区では、他区の状況を鑑み、小児インフルエンザワクチン接種に当たって助成を行っている認識であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本動議につきましては、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、防災備蓄品の支給やインフルエンザ接種費用の拡充という趣旨自体は否定するものではないが、対象者、既存の施策との関連性、実施体制や効果等、踏まえるべきものが多々あり、現段階で基金繰入金を 6 億 7000 万円増額し、原案撤回の上、再提出を求める必要性がないと考えることから反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、区は避難所の環境整備のために多くの財源を投入する中で、在宅避難の備蓄品準備については自己責任としており、低所得者への支援が必要であるとする。また、インフルエンザワクチンをこどもと高齢者が費用の心配なく接種できる支援は、集団感染や重症化を防ぐためにも重要であり、賛成するとの意見がありました。

次に、第 82 号議案から第 85 号議案につきまして、全員賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、本補正予算の主たる内容は、労務単価や建築資材の価格上昇、工事の工期延伸など、当初予算編成からの状況変化に速やかに対応するための補正であること、また、過年度分実績の確定に伴う返還等の精算に関する補正であることから賛成する。また、中東情勢は依然として先行き不透明であり、原油価格の上昇や為替の変動が生じやすく、区民生活にも影響を及ぼしている。経済状況を踏まえた物価高騰の対策としては、既に先般の第 2 回臨時会において先行する第 3 次補正予算により、区民生活に寄り添う対応がなされていると考える。今回の補正予算の適正性を認め、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第 82 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算（第 4 次）の編成替えを求める動議は、賛成者少数で否決されました。

次に、第 82 号議案から第 85 号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第 86 号議案 大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑を申し上げます。

選挙運動用ビラやポスター作成に係る公費負担額の改正であるが、根拠について伺いたいとの質疑に対し、物価の変動等を考慮し、公職選挙法施行令の一部改正が行われたと承知している。本条例改正は、それに準じた形で行っているとの答弁がありました。

また、大田区のポスター掲示場はどの程度あるのかとの質疑に対し、現在、578 か所程度を想定している。そのため、500 を超える数字に 30.73 円を掛けたものに固定費を足したものが公費負担の限度額となるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、本条例改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国会議員の選挙活動用のビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴う改正である。物価高騰等を踏まえ、国が引き上げた限度額に準じ区の限度額を変更するものであり、候補者の経済的負担を軽減し、選挙運動の機会均等、公平公正を図る公費負担制度の趣旨を踏まえたものであると判断し、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第 86 号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第 90 号議案 大田区立石川台中学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約についてほか、第 91 号議案から第 98 号議案の工事請負契約につきまして、主な質疑を申し上げます。

区役所本庁舎照明改修工事について、議案が二つになっている理由を伺いたいとの質疑に対し、その 1 の工事では、地下 3 階から 4 階、地上部分では 2 階から 4 階、また、8 階、10 階において、その 2 の工事では、地下 1 階から 2 階、また、5 階から 7 階、9 階、11 階を工事の施工範囲としている。当該工事を分けた際の検討としては、本庁舎機能を活かしながら工事を行う執務並行の工事のため、土日休日を中心に行うことを前提に工事量等を勘案し、分割したとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、区立中学校、特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設等の機能維持更新、本庁舎等の長寿命化施設更

新を進める一連の工事であり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第90号議案から第98号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第99号議案 災害対策用簡易トイレの購入についてほか、第100号議案から第101号議案の物品購入契約につきまして、主な質疑を申し上げます。

今回購入する各災害対策用物品の数量の根拠について伺いたいとの質疑に対し、まず、トイレについては、現在、マンホールトイレ等を使って75人に1基という形で備蓄をしているが、国や東京都においては、50人に1基という目安を示しており、区でもその基準を満たしていくために、今回、簡易トイレを購入する。次に、簡易ベッド等については、発災から2週間後に3万2000人程度の方が避難所にいることを想定しており、10か年計画でベッド及びパーテーションを購入する。次に、シャワーについては、トイレと同様に50人に1基という国の基準が示されており、スフィア基準を満たせるよう、昨年に続き購入するとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、簡易トイレや簡易ベッド、災害対策用シャワーについては、避難生活の衛生環境や健康、プライバシーを確保するための整備として評価をする。購入価格に関して、仕様や付属品、保守等の条件を確認した上で、他自治体の調達状況の比較を行い、より経済的な調達方法を検討することを求める。また、契約規模に応じた事業者の履行能力の確認にも努めていただき、納入後の保守対応まで適切に管理することを求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第99号議案から第101号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第102号議案 大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その1）請負契約の変更についてにつきまして、主な質疑を申し上げます。

蒲田は軟弱地盤であることから、盤ぶくれによる地盤改良工事のため、工期が再度遅れることはないのかとの質疑に対し、現在、令和11年度頃までの工事を予定しているが、さらなる盤ぶくれのような現象が要因で遅れが生じるという見込みはないとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、蒲田駅東口地下駐輪場の契約変更について、地盤改良等の必要性を認めるが、今回で3回目の変更となり、約17億9000万円の増額と工期延伸となっている。区民への丁寧な説明と工事期間中の駅前の安全確保を改めて求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第102号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

以上、所管総務財政委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。（拍手）

○鈴木隆之議長 本案については、清水菊美議員ほか4名から第82号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第4次）の編成替えを求める動議が提出されております。よって、これを併せて議題といたします。

本動議について、提出者の説明を求めます。

〔27番清水菊美議員登壇〕（拍手）

○27番（清水菊美議員） 第82号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第4次）の編成替えを求める動議につきまして、提出者を代表して説明をいたします。

歳入におきまして、18款繰入金、今回編成替えを行う歳出項目の財源とするため、1項基金繰入金を3億3600万円増額する。歳出におきまして、2款総務費、非課税世帯を対象とする防災備蓄品を支給するため、1項総務管理費を3億3600万円増額するというものです。ぜひご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○鈴木隆之議長 本動議については質疑の通告がありません。よって、本動議及び第82号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第4次）ほか17件について討論に入ります。

本動議及び本案については、奈須利江議員、清水菊美議員から通告がありますので、順次これを許します。  
まず、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。第82、102号議案に反対、第86号議案に賛成の立場から討論いたします。

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、選挙におけるビラ及びポスターの公費負担の限度額を消費者物価指数に連動して引き上げる改定です。主権者の意思を反映した議会制民主主義実現のための適正な選挙の執行に必要な経費を消費者物価に連動させることは重要です。一方で、賃金も所得も社会保障も福祉サービスも消費者物価に連動していませんし、年金ははじめ連動しない仕組みがつくられているのは問題だと思います。だからといって選挙制度を支える費用が縮小すれば、民意を反映する政治の実現が遠くなりますから賛成いたしますが、課題として申し上げます。

区長の最も大きな権限の一つが予算編成権で、補正予算は当初予算成立後に生じた自然災害などの予見し難い事態に対応するために編成される予算です。東京大学名誉教授で地方財政審議会会長だった神野直彦氏は、補正予算を濫用することは財政民主主義から言えば望ましくないが、現在の日本では、予見し難い事態というよりも、経済情勢の変化に対応するために補正予算を編成することが常態化してしまっていると評価していて、そのとおりだと思います。

昨今は資材不足や労務・資材単価の高騰を理由とした補正が増えていきます。外的要因で、やむを得ないように見えますが、政治がこれらに拍車をかけてきていて問題だと思います。令和5年、物価が高騰し始めた後に、区は公共施設改築・改修等中期プランを策定し、施設の実績120億円を、令和5年から247、312、311、280億円と2倍以上に増やしました。私は、これを、区が過去60億円から120億円に増額したときに、入札の不調や工期の延長が増え、工事単価が上がったことを示し、人や物が不足するタイミングで短期に集中的に巨額なインフラへの財政投入をすれば、さらなる物価高を招き問題だと指摘しています。

区は大田区だけでは影響しないという姿勢で続けていますが、高度経済成長期の公共施設の老朽化は日本全国どの自治体もが言っていることで、複合化、多機能化も国が示している整備手法ですから、日本全国で同様のことが行われていて、資材の急騰や資材不足と無関係とは言えません。資材が足りないときに政治が巨額な公共工事の需要の山をつくっているのです。足りない資材がさらに不足し、高騰に拍車をかけ、工事の進捗にまで影響を及ぼしているのです。そのため、工期や金額の変更や追加や廃止が補正予算で頻発するようになっていて、さらなる資材不足や高騰を招く悪循環です。

蒲田駅東口地下自転車駐車場整備請負契約は、当初の88億円が110億円に25%も増える契約変更です。東京都建設発生土再利用センターが令和8年度末をもって閉鎖されることから、建設発生土の処分先を変更していますが、閉鎖は令和6年10月には公表されており、17億円の大きな改定の山をつくったのは、速やかに変更すべきところを合わせて改定したからです。自転車は区民の貴重な足で、駐輪場整備は必要ですが、これほど高額でコンクリートの劣化含めた地下水対策など維持管理費負担も大きく、人口減少と低所得化で財源が足りなくなって維持できるでしょうか。高コストの駐輪場をつくらなければならない都市計画そのものが問題です。区は、蒲田区域の駐車場を事務所などに転用可能な仕組みをつくらうとしていますが、既存の駐車場から駐輪場への転用などを考えるべきです。

その上、工事期間の長期化と高額化で単年度主義の例外である債務負担行為が急増し、補正予算での変更も頻発するようになりました。本補正予算で廃止になっている入二小学校改築工事（第2期）は、当初予算で債務負担行為20億円が公共工事の需要として計上され、建設物価調査会の資材の単価の上昇要因として反映されたはずですが、廃止になったので、来年再び20億円程度の需要が計上され、単価の上昇要因として20億円が2度反映されることになります。年度間の債務負担行為の廃止や再計上は、工事金額を何度も需要として建設物価に反映させることになり、工事単価をつり上げます。

ところが、財政健全化法が、借金の赤字や土地開発公社の債務は将来負担として健全化比率に反映させます

が、債務負担行為の残高は反映されません。当初予算に計上された債務負担行為は補正予算に増減を繰り返していますが、決算書には載らず、決算で幾らになるかは来年 1 月に公表されるシティマネジメントレポートを見なければ分かりません。その上、資材高騰、スライド条項、専決処分が 10% に上がり、巨額な債務負担行為がさらに増える財政破綻のリスクすらあります。例外であるはずの債務負担行為が濫用され、地方財政は議会からも区民からもなおさら分かりにくく見えにくいのも問題で、反対いたします。（拍手）

○鈴木隆之議長 次に、27 番清水菊美議員。

〔27 番清水菊美議員登壇〕（拍手）

○27 番（清水菊美議員） 日本共産党大田区議団を代表して、第 82 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算（第 4 次）の編成替えを求める動議に賛成の討論を行います。

本日朝にも地震がありました。台風も発生しており、大雨の心配もあります。防災対策は区民の命を守るために重要な施策となっております。区は避難所環境の改善のために、本定例議会にベッド、トイレ、シャワーなどへの予算が計上されております。備蓄品についても、水や食料品はじめ様々な物品が保管されています。しかし、1 か所当たりの避難所の収容人数は平均 1617 人程度です。多くの区民は在宅避難となります。区は、地域防災計画において、避難行動の基本原則は、家屋の倒壊または焼失などによって自宅で生活できない住民は避難所において恒久的な生活を行い、自宅で生活可能な住民は自宅で生活することを原則ととしています。自宅において生活できるような支援が必要です。

災害備蓄品について、区は、最低 3 日間、できれば 1 週間分を用意するようとしています。しかし、物価高騰が続く中、多くの区民の生活が厳しくなっており、殊に非課税世帯は深刻で、備蓄品をそろえたくてもできない実態があります。災害への不安が増している今、避難所に備蓄品を用意のと同様に、非課税世帯の家庭に災害備蓄品を支給することが求められており、本動議に賛成いたします。（拍手）

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、第 82 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算（第 4 次）の編成替えを求める動議を起立により採決いたします。

本動議に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立少数であります。よって本動議は否決されました。

次に、第 82 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算（第 4 次）及び第 102 号議案 大田第 9 号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その 1）請負契約の変更についての 2 件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第 83 号議案 令和 8 年度大田区国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 次）ほか 15 件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第 2 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 2

議員提出第 4 号議案 大田区シルバーパス購入費助成金交付条例（委員会審査報告）

○鈴木隆之議長 健康福祉委員長の報告を求めます。

〔6 番押見隆太議員登壇〕（拍手）

○6 番（押見隆太議員） ただいま上程されました議員提出第 4 号議案 大田区シルバーパス購入費助成金交付条例につきまして、所管健康福祉委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

まず、主な質疑について申し上げます。

他区の状況について調査しているかとの質疑に対し、荒川区は昨年10月 1 日から開始しており、江戸川区、港区、江東区、豊島区が今年の10月 1 日から実施していくための調整を行っているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、高齢者の外出や社会参加を促進し、健康寿命の延伸につなげる本条例の趣旨については理解するが、昨年10月、東京都は負担額を大幅に値下げし、年額 1 万2000円と利用しやすい価格水準となっている。そのため、まずは昨年の値下げによる利用状況や外出機会への効果を見極めるとともに、他自治体の取組やその効果についても検証していく必要があると考えるため、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、都では、住民税非課税世帯や生活保護受給者、または合計所得金額が135万円以下の方については1000円、それ以外の方については 1 万2000円の負担額で購入できるようになっている。今回の条例案では、それ以外の方に対し、1 万1000円の助成を行うことで、1000円でシルバーパスが購入可能になるというものである。他区において低負担でシルバーパスを購入できる助成制度が導入されてきており、高齢化社会がすさまじいスピードで進展する中、高齢者のさらなる外出機会促進と健康寿命延伸のためにも、本条例は本区においても有用であると考え、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、本案につきましては、賛成者少数で否決されました。

以上、所管健康福祉委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。（拍手）

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、すがや郁恵議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、29番すがや郁恵議員。

〔29番すがや郁恵議員登壇〕（拍手）

○29番（すがや郁恵議員） 日本共産党大田区議団を代表して、ただいま上程されました議員提出第 4 号議案 大田区シルバーパス購入費助成金交付条例に賛成する討論を行います。

東京都は、これまで合計所得金額135万円を超える住民税課税者が 2 万510円で購入していたシルバーパスを、1 万2000円で購入できるよう引下げを行いました。また、2025年10月 1 日から、荒川区が 1 万2000円で購入する対象者に対し 1 万1000円を助成し、自己負担1000円で購入するシルバーパスの費用負担を行ったところ、予算 3000人分を上回る方が申請し、大変好評とのことでした。

委員会では、大田区の施策として考えていくべき、他区でも助成が始まっているので賛成するの賛成意見もありました。一方、高齢者の外出の機会を促進し、健康寿命の延伸に寄与するための趣旨は理解するが、昨年度東京都が 2 万510円を 1 万2000円に引き下げたばかり、まだ 1 年しか経過していないため、利用状況や効果について検証することが必要、財源の確保の問題がある、交通不便地域の解決など課題がある、時期尚早などの意見がありましたが、財源を示したにもかかわらず、否決となったことは大変残念です。

さらに、墨田区、江戸川区、港区、豊島区は荒川区同様 1 万1000円を、江東区は 1 万円の助成を今年10月 1 日から始めます。荒川区に加え、この10月から新たに 5 区が拡充する状況から、大田区はいつ実施するのか、ぜひ大田区でも助成してくださいなど、区民の皆さんの期待の声が広がっています。

2000年までシルバーパスは都民の多くが無料でした。せめて大田区も、所得にかかわらずシルバーパスを1000円で購入できる支援をすることが、高齢者の外出の機会を促進し、健康寿命の延伸に寄与することになります。区独自でシルバーパス購入費助成金を拡充することを求め、本条例の賛成討論といたします。以上です。（拍

手)

○鈴木隆之議長 次に、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。議員提出第4号議案 大田区シルバーパス購入費助成金交付条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

福祉の東京都と言われ、かつては老人無料パスを発行していた東京都ですが、特に石原都政の頃から都の都民への福祉の現金や現物給付が減らされてきました。日本の経済の中心東京都に暮らす2人以上世帯が、経済的に豊かと言えないと国土交通省が評価したのも、物価が高い東京に暮らしながら、その物価を補って余りある所得水準も、税制も、住宅政策も、国の社会保障サービスも、それを補完する自治体の福祉施策も整えられていないからです。

そのため、区民は預金する余裕ありませんし、余裕のない区民がこの物価高で激増しています。年金の水準も低く、物価が上がっても選挙費のように消費者物価に連動するわけではなく、担保される年金は物価に追いつかない賃金程度なので、購買力から見た年金は上がらない賃金同様抑制されています。さらに物価が上がっていて、どこまで上がるか分からないので、働ける間は働かないとその先が不安で仕方がないというのが多くの区民の実感だと思います。

そういう状況の中で、多くの高齢者が働き、女性が働き、外国人の方が働いて納税義務者数が増え、税金を納めてくださっているから住民税収が好調で、消費してくださっているから法人住民税が好調で、購買と住宅費で好調な固定資産税も支えてくださっているということを、私たち議会も行政も忘れてはならないと思います。

その上で、この条例案を検討させていただきました。議案質疑でもさせていただきましたように、多くの高齢者が働く現状で、こうしたシルバーパスを補助することが、交通費を給付しない事業者の負担を行政が税金で肩代わりしているという側面もないとは言えず、どうかという思いもあります。それでも賛成しようと思うのは、交通費を給付しない事業者の下で働く高齢者を放置するのではなく、支援することも政治の役割であると思うこと、交通費を給付できないほど経営の厳しい中小零細企業の支援になるなら、それも政治の一つの役割であると思うこと、蒲蒲線や羽田空港跡地開発や学校複合化などの財源確保で住民税減税をやめさせた大田区の税金の使い方の優先順位を考えれば、本来豊かな経済を支える勤労者の足りない社会保障を、日本の経済を労働で支え、富を生み出している労働者や中小零細事業者などに、労働者が働いたことで生み出している豊かな税収で還元することこそが本来の税金の使い道であると考え、日本の経済の中心に集まる豊かな税収は、固定資産税も法人住民税も負担の先には経済を消費で支える消費者がいるからであり、広く消費者に還元することは、誰もが年を取る高齢者施策に使うことと何ら矛盾しないこと、以上のことからです。

提案理由の高齢者の外出の機会を促進し、健康寿命の延伸に寄与するのは好ましいことです。ですから賛成ですが、大田区に暮らす高齢者が、楽しくレクリエーションで外出して老後を楽しんでいらっしゃる方ばかりではないことを考え、政治がすべき多くの区民の経済的貧困化に少しでも、何としても歯止めをかけなければならないと思います。一部の好調な経済とこの貧困化を見れば、経済の分配がうまくいっていないのは明らかですが、大田区はそれを直視せず、認めようとしません。真の課題の所在を明らかにしなければ課題や問題を解決することはできないのです。

以上の理由により、そもそもの高齢者が置かれている経済的困窮は、分配の構造の不公平を放置する政治の責任であり、政治がしっかり取り組むことや、交通費負担を負担できる企業に正当に負担させ、できない企業にどう支援するかも今後の政治課題の一つであることを申し添え、賛成といたします。（拍手）

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第 3 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 3

第87号議案 大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 ほか 3 件（委員会審査報告）

○鈴木隆之議長 こども文教委員長の報告を求めます。

〔11番高山雄一議員登壇〕（拍手）

○11番（高山雄一議員） ただいま上程されました第87号議案 大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例ほか 3 件につきまして、所管こども文教委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

初めに、第87号議案 大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

本年 4 月から開始した大田区特定乳児等通園支援事業について、内閣府令に定める基準に基づくこれまでの運用に特段の問題はなかったかを伺いたいとの質疑に対し、内閣府令に定める基準に基づき事業を実施するとともに、事業者に対しても当該基準に従って対応するよう伝えており、現在まで特に問題は生じていないとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、大田区特定乳児等通園支援事業の仕組みは、保育の専門性を軽視し、こどもの安全・安心を第一に考えた制度とは言えないことから反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、大田区特定乳児等通園支援事業は、乳幼児の健やかな成長の機会を確保するとともに、子育て家庭の孤立や負担の軽減につながる重要な取組である。安全確保と保育の質を最優先に、事業者への周知、指導や適切な人員体制の確保、分かりやすい情報提供、利用状況の検証に努めることを要望し、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第87号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

次に、第88号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

今回の改正により、こどもの安全確保が具体的にどのように強化されるのか伺いたいとの質疑に対し、性暴力や不適切な行為を早期に把握するための仕組みを整えるとともに、必要な防止措置や発生時の調査、支援、従事者の性犯罪歴の確認などを行うことにより、こどもの安全確保を図るものであるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、児童対象性暴力等の防止に係る規定を整備すること自体には反対しないものの、大田区特定乳児等通園支援事業を定める条例そのものに反対であることから、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、児童に携わる業務従事者に性暴力等の防止措置を義務づけることは、こどもの権利と健全な発達を守ることにつながる。引き続き意識啓発や研修、周知の徹底を要望し、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第88号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

次に、第89号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

小規模保育所等におけるこどもの安全確保のための取組について伺いたいとの質疑に対し、小規模保育所の施設長も対象として、制度の説明やこどもの人権、現場で留意すべき事項等に関する研修を実施しているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、家庭的保育は少人数で密接な保育が行われることから、従事者の適格性を確保することは保育の質と保護者の信頼につながるものである。また、事業者への丁寧な周知、支援、制度の実効性の検証を要望し、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第89号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

最後に、議員提出第5号議案 大田区入学祝金支給条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

給食費や学用品費など、教育に係る負担軽減策が進められている中で、入学祝金として支給する意義について伺いたいとの質疑に対し、小中学校への入学という学校生活の節目を祝い、こどもたちが喜んで新たな学校生活を始められるよう、家庭への支援として入学祝金を支給するものであるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、本条例案は、入学祝金の目的や政策効果、支給額の根拠が明確でないことに加え、一律給付の妥当性や財政的な裏づけ、対象範囲、居住要件、支給手続きなど、制度設計について十分な検討がなされていないことから反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、教育に係る経済的負担に不安を抱える子育て世帯を支援するとともに、地域全体でこどもの入学を祝い、健全な育成につなげる取組として賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、議員提出第5号議案につきましては、賛成者少数で否決されました。

以上、所管こども文教委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。(拍手)

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、村石真依子議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、31番村石真依子議員。

〔31番村石真依子議員登壇〕 (拍手)

○31番(村石真依子議員) 日本共産党大田区議団を代表して、ただいま上程されました第87号、第88号議案に反対し、議員提出第5号議案に賛成の討論を行います。

第87号議案 大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、この4月から八つの園で本格的に始まったこども誰でも通園制度「おててひろば」を、内閣府条例に従って運営していたものを大田区としての基準を定めるための条例です。第1回定例議会では我が党区議団が反対意見を述べたように、区に利用申請し、総合支援システムにアレルギー対応や発達の特徴など、こどもの情報を登録し、保育施設と面談すれば預けられるという手軽さの一方で、通常保育でも保育士不足で疲弊している保育現場に資格を持つ保育者が6割しかないという状況で、初めてのこどもを数時間や数日間預かるというこの仕組みは、保育の専門性を軽視し、こどもの安全・安心を第一に考えた制度とは言えないことから、本条例の制定に反対します。

また、6月までのおててひろば利用状況は、延べ190人に対して、実利用者数は67人ということで、利用者の中には同じ方が繰り返し利用していることが分かります。このことから、本当は保育園に入りたくても入れなかった隠れ待機児童がいることが考えられるので、保育士や幼稚園教諭の人員確保への支援強化と、保育園を増やすべきであるということを付け加えさせていただきます。

第88号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童対象性暴力等の防止に係る規定を整備することについてはとても大事なことでありますが、こども誰でも通園制度を定める条例そのものに反対なので、本議案には反対いたします。

議員提出第5号議案 大田区入学祝金支給条例は、小学校入学に3万円、中学校入学に4万円の祝金を支給するものです。憲法26条に義務教育の無償が掲げられていても、教育にお金がかかり過ぎると不満や不安を抱える

区民は数多くおられます。子育てNo.1の大田区として、入学祝金を出すことによって子育て世代を応援することができます。また、こどもは地域で育つ、地域で子育てをとも言われている中、地域のみんなでこどもの入学を祝い、こどもたちの健全な育成につなぐために、入学祝金支給条例を制定することを求め、本議案に賛成いたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕(拍手)

○46番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第87号議案 大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、反対の立場から討論いたします。

この条例は、理由を問わない保育園への通園支援事業の施設設備及び運営についての基準を定める条例です。

反対の理由は、まず、この制度が子ども・子育て支援金法に基づき、財源を税から社会保険料に大きく転換させたことです。支援金という分かりにくい言葉が使われていますが、税金によって担われてきた子育て支援費を社会保険料からも徴収する仕組みに変えたのです。この仕組みにより、2026年、令和8年4月から子育て支援費の一部が社会保険の仕組みの中に組み込まれるようになり、健康保険料でも子育て支援費を負担するようになり、子育て支援費は税金だけで負担をしてきたのですから社会保険料との二重取りになります。

実際、大田区は令和10年までも34億円も自由に使える財源を手に入れます。大田区など行政が広く税で負担していた子育て支援の負担を、区民に社会保険料負担増という形で押しつけたのです。区は歳入確保、財源確保を言いますが、増税という手段を取らなくても、税で負担していた事業を社会保険料で負担させると、実質的に自由に使える財源を確保することができるということです。2000年に始まった介護保険も同じ構造です。

しかも、社会保険料で負担と言いますが、大田区の納税義務者の約8割が企業にお勤めの皆さんのなかから分るように、区民の多くが労使折半の被用者保険で社会保険料をご負担いただいています。結果、税で間接的に納めていただいていた社会保険料負担ですが、直接的に企業の法定福利費になるので、社会保険料が市場経済の仕組みに組み込まれることになります。企業は、賃金と介護保険料や支援金などの法定福利費負担を合わせた費用を、企業経営の中でどう負担していくかを考えるようになるのです。

失われた20年という言われ方をすることがありますが、その要因の一つに、介護保険制度開始に伴う法定福利費負担の影響が少なくないと考えています。特に、40歳以上にご負担いただく介護保険料が年功序列の日本の賃金体系に大きく影響し、上がらない賃金になったことは想像に難くありません。今は児童手当と誰でも通園制度など一部の子育て支援費ですが、今後、保育や教育に対象が広がる可能性も高く、支援金制度は全ての勤労者が対象ですから、日本全体の賃金をさらに上げにくくすることになると思います。

今、国では消費税減税の議論が行われていますが、私たちは国にも地方にも税金を払っていますし、社会保険料の負担もしているわけですから、全体での負担がどうなるかが重要で、国はそこをしっかりと見せるべきだと思いますし、結果、どこに財源が増え、何に使うのか説明すべきだと思います。そうした意味では、この支援金制度で区民の税や社会保険料負担は重くなるばかりです。国がつくった制度ではありますが、区民生活への影響を思えば到底賛成することはできません。

議員提出議案、入学祝金支給条例は、こどもに関わる費用なので、支援金制度に組み込まれ、区民に負担を押しつけることになるのが心配でしたが、支援金制度とは別に、区の独自財源で執行すると理解し、賛成いたします。特に、大田区長など全国の自治体の首長が国に働きかけたことで、基礎控除の引上げは3年続けて据え置かれそうな状況です。物価が上がり、購買力から見たら区民の所得はむしろ減っているにもかかわらず、基礎控除が上がらないため、区民は最低限の生活費からも住民税を取られ続けています。その上、非課税が課税になったことで介護保険の本人負担が増えたり、受けられる福祉サービスを受けられない区民もいて、区民の間にその影響が顕在化し始めています。その一部でも区民にお返しして、物価の負担感を和らげることは当然の区の責務であると考え、賛成いたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本案中、議員提出第5号議案 大田区入学祝金支給条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

次に、第87号議案 大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第88号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第89号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第4を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第4

8第34号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情 ほかに11件（委員会審査報告）

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本件については、杉山こういち議員、奈須利江議員、北村やよい議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、30番杉山こういち議員。

〔30番杉山こういち議員登壇〕（拍手）

○30番（杉山こういち議員） 日本共産党大田区議団を代表して、陳情8第42号、32号、43号、44号、25号、39号、41号を不採択とした委員長報告に反対し、採択を求める討論を行います。

8第42号 国に対し、高額療養費負担上限額引き上げとOTC類似薬の追加負担の中止を求める陳情は採択を求めます。

委員会審議では医療費の抑制が必要であるとの意見がありましたが、高額療養費制度は、誰でも起こり得るがんや長期治療の病気、突然のけがのとき、一定額を超えた医療費を国が補助し、家計を助けるものです。今回の改悪で、利用者821万人のうち約660万人が負担増の見通しです。必要な治療を諦める人が増えるのではと不安が広がっています。国は医療費を削減して保険料等の値上げなどの負担軽減になるとしていますが、保険料軽減分

は700億円で、国民1人当たり僅か月49円程度です。命に関わることです。多くの自治体からも反対の意見が上がっています。受診抑制や治療中断を防ぐため、公的負担の拡充が求められます。

OTC類似薬の一部保険外療養費負担については、国は、同等・類似の市販薬が存在する医療用医薬品（OTC類似薬）77成分について、患者負担増とすることを決めました。薬代の4分の1が保険から外され、窓口負担3割の人では実質5割負担になります。

不採択とした意見に、厚労省は、がん、指定難病、国の公費負担医療患者などの配慮がなされているとの意見がありましたが、完治困難な痛みに苦しむ関節リウマチなども配慮対象から排除されています。アトピー性皮膚炎、ぜんそくなど、通年で治療しても症状に応じて複数の薬を使い分けるなどすると配慮対象外で、花粉症は毎年症状が出て治ることもありませんが、長期使用は認められません。

そもそも国が配慮が必要な人を特定することは、それ以外は配慮の必要がなく、公的保険でカバーしなくてよいとするもので、国民皆保険に反します。政府は、一部保険外しの理由に、医療機関を受診せず、市販薬で済ます人との公平性を挙げます。しかし、受診したくても仕事があるなどで受診できず、値段の高い市販薬で済ますというのが実際です。それを理由に保険から外すのは逆転しています。国は、さらに対象薬剤と負担割合のさらなる拡大の検討をしています。区民の命と健康が脅かされる高額療養費負担上限引上げとOTC類似薬の追加負担の中止を国に求める本陳情の採択を求めます。

8第32号 高齢者補聴器購入助成上限額の増額を求める陳情は、この4月から補聴器の購入費助成限度額を3万5000円から5万円に引き上げ、住民税課税者を対象にし、5年ごとに再申請ができるなど改善されたことは好評であるが、補聴器が高く、都の助成金を活用してさらに引き上げてほしいというものです。

委員会で不採択とした意見には、区は段階的に制度を拡充してきたばかり、状況を見守るべき、財政を考えて分析して考えるべき、限られた財政の中で考えるべきなどで不採択になりました。しかし、委員会で理事者からの答弁では、補助額を3万5000円から5万円に引き上げ、条件を拡充したところ、区民の申請は5.7倍、7年度73件が8年度8月末413件になりました。区民の皆さんが歓迎していることの表れです。しかし、補聴器は依然として高額であり、物価高騰など生活が大変なときに購入を諦めている方が多くいます。

東京都の助成金を活用して、17区が大田区の助成額を上回っています。さらに、これまで5万円の助成額だった板橋区は、住民税非課税者14万4900円、課税者7万2450円へ引き上げる陳情が委員会で採択されたとのことです。東京都の制度を有効に活用し、補聴器補助の助成金額を引き上げることによって、聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、よりよいコミュニケーションを確保するとともに、外出及び地域交流を支援し、並びにひきこもりを防止し、高齢者の福祉増進に資するため、この陳情の採択を求めます。

8第43号 千鳥3丁目16番の緑地の保全を願う陳情は、千鳥3丁目16番のこの土地の緑と自然環境を少しでも守っていただきますよう、区議会から大田区に働きかけていただくことを求めています。

不採択とした討論では、大田区も土地購入の入札に手を挙げたが落札できなかった、区は努力したが民有地となり、開発を止めることはできないなどでした。2018年で樹木被覆地が減少に転じ、住宅地を中心とした民有地における樹木被覆地が、開発や宅地の細分化によって消失または縮小したことが要因となって樹木被覆地が大きく減少しています。都市内に残された緑地を都市計画で特別緑地保全地区として指定することにより、一定規模以上の木竹の伐採など一定の行為を許可制とし、現状凍結的に保全する制度で、都市緑地法第12条に定められています。このようなものなども活用し、陳情者の願う少しでも自然環境を守るべきであり、本陳情の採択を求めます。

8第44号 小・中学校プールへの日よけ（シェード）の早急な設置を求める陳情は、近年の気候変動により安全に学校プールに入ることができなくなっている中で、こどもの体力向上や水の事故から命を守るための大切な学びの場としてプール授業を保障するために、区の言う3年かけてではなく、来年の夏までに屋外プールのある小中学校全校に日よけを設置することを求めるものです。

理事者からの報告では、現在、学校プールに日よけがつけられたのは小学校16校、中学校2校、今年度、小学校27校、中学校8校を予定しているとのことでした。一つ一つプールの形状は違うので、調査設計に時間がかか

ることや、ナフサ不足で資材が入りにくい状況などから、工事の進展は予断を許さないということで、委員会では、趣旨は理解するが、来年度中に設置することは現実的ではないなどの意見で不採択となりました。資材不足や値上げなどの客観的状況に左右されることは当然であります。大田区が全校に設置する目標を掲げたことは評価しつつ、子どもたちが安全にプール授業を受けることができるよう、少しでも早く全ての学校プールに日よけをつけるため、採択してさらに前向きに進めることが必要であることから、本陳情の採択を求めます。

8第25号 区議会議員の政務活動費不正支出について議会として責任ある対応を求める陳情は、大田区議会公明党議員で前副議長の松本洋之氏の政務活動費不正受給、2016年度から2025年度の10年分、1190万960円が問題になる中で、区議会として全容を早急に解明し区民に公表するとともに、二度と不正が行われないよう区議会において対応を求める内容です。

陳情者が言うように、区議会の政務活動費は区民が納めた税金から支出されている面もあり、政務活動費が正しく活用されているか区議会がしっかり把握し、支出の可視化など実効性のある再発防止策を構築し、事件の全容を解明し区民に明らかにすることが必要であります。

この間、大田区議会は、政務活動費に関するガイドラインの改訂を行い、議員に求められる倫理の重要性を明記するとともに、郵券の適正な管理・取扱いに関する運用の見直しなど、制度の改善に取り組んできました。また、8月3日には、不正受給事案について、事実関係の確認、原因の分析及び再発防止策の検討を行ったとして調査報告書を鈴木議長名で出しました。所管議会運営委員会では、この一連の対応をもって陳情の願意が満たされたなどとして不採択としました。しかし、5月から6月にかけて行われた区議会公明党への書面調査及び議長の区議会公明党へのヒアリング調査への回答は不十分であり、事案の全容解明には及んでいないと考えています。

また、私たち日本共産党大田区議団は、この間、大田区議会公明党の政務活動費関係書類の開示請求を行っています。現在、3年分、2018年度、2020年度、2021年度の関係書類が開示交付されたところですが、交付された書類内容からも、この間の区議会での書面調査及び議長のヒアリング調査への大田区議会公明党回答と矛盾するものや、相反するものと疑われる書類がありました。区議会として事件の全容を解明し、区民に明らかにする必要があります。本陳情の採択を求めます。

8第39号 新空港線「蒲蒲線」平成28年度活動報告の利用便益分布の確認を求める陳情は、陳情者は、7月に開催された東京都都市計画素案説明会での説明に基づく所要時間の変化から想定される便益分布と、平成28年度調査で示された便益分布が著しく乖離している、費用便益費と需要予測が過大に試算されて事業実施が意思決定されたと危惧される、平成28年度調査の便益の算出内容の確認と、誤っていた場合の訂正を求めています。

陳情者の指摘している平成28年（2016年）度調査は、平成28年（2016年）度大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会において資料としたもので、大田区が責任を持って提出した資料です。調査報告の中に都内や近県各地からの新空港線の利用状況を掲載した利用便益分布図がありますが、最近の動向を鑑みても、陳情者が指摘するように資料掲載の利用便益は見込めない状況にあります。また、新空港線計画に先行してJR羽田空港アクセス線の整備状況を加味すると、さらに利用者が減り、利用便益が減少するのではないのでしょうか。大田区が調査したのであれば、区民の疑念に答えることは当然です。大田区の説明責任が問われています。本陳情の採択を求めます。

8第41号 煩くて危険な「新飛行ルート」の中止・撤回を大田区から国に求めてほしいと願う陳情は、住宅密集地や石油コンビナート上空を低空飛行する新飛行ルートは、騒音被害が深刻であり、落下物や航空機事故のリスクも高く、航空管制の変更もあり、従来ルート、海から入って海へ出るでも十分な離着回数、1時間当たり90機が確保できる実績が示されているため、同ルートの中止・撤回を大田区から国に求めてほしいと願っています。

不採択とする意見では、騒音の問題では、陳情者は南風時の3時間半しか対応しない単純計算で騒音が8.5デシベルも増加するとの主張に対し、L d e n値は24時間で補正算出したもので、基準値以内であり、問題なしとしています。また、渋谷区の氷塊落下について、国土交通省が飛行機由来のものではないと示しており、陳情者

の主張とは異なる。また、新飛行ルートは国の施策であり、区からはこれまでも騒音の低減や落下物対策や安全について都度要望しているなどでした。

しかし、渋谷区の氷塊の件では、2022年3月13日午後3時30分頃に、渋谷区本町一丁目のテニスコートに航空機からと見られる氷塊が落下する事件が発生したことについて、国土交通省は、飛行機から落ちた可能性は極めて低いと考えており、調査も終了したとの態度を取っていましたが、3月29日に山添 拓参議院議員と日本共産党渋谷区議団が行った国土交通省との聞き取りの中で、国土交通省の担当者は、飛行機から氷塊が落ちた可能性について、ゼロではないと答えざるを得ませんでした。

また、騒音の問題では、南風時の3時間半に直接身体に与える影響も考えなければなりません。9月23日午後9時頃に那覇空港を離陸し、佐賀空港に向かっていた全日空1502便（ボーイング737-800型機）が、機体に振動が確認され、右側エンジンのオイルの温度上昇を知らせる表示が出たため、このエンジンを停止し、那覇空港へ引き返し、那覇空港の第1滑走路に緊急着陸しました。幼児4人を含む乗客ら158人が脱出用シュートで機外に避難したという重大インシデントが発生しています。事故やインシデントは羽田でも起き得る可能性があり、より安全な運航にするためにも、住民が安心して暮らせるためにも、本陳情の採択を求めます。

以上で討論を終わります。（拍手）

○鈴木隆之議長 次に、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。8第39、41、43号につきまして、不採択に反対、採択すべき立場から討論いたします。

39号は、新空港線「蒲蒲線」平成28年度活動報告の利用便益分布の確認を求める陳情で、蒲蒲線の平成28年度の費用便益分布が、都市計画素案説明会での内容や公開情報と比べ大きく乖離していることから、過大な費用便益比を基に認可されている可能性があり、その場合には実際に開業しても需要が見込めず赤字になることから、算出内容の確認や必要があれば事業そのものの見直しを求めています。便利でもなければ利用者も見込めず、事業計画が根底から崩れます。利便性は乗降客数に大きく影響し、黒字転換年を変える可能性もあります。今が公的第三セクターが整備主体の場合の基準40年以内ぎりぎりの40年ですから、事業採択基準を満たさなくなるかもしれないのです。陳情者の指摘するとおり、事実を明らかにすべきです。

しかも、補助率を高くして下駄を履かせているにもかかわらず、黒字転換年は17年から40年に悪化していますが、40年を待たず耐用年数を迎えるルール、枕木、信号、電気、排水設備など更新費用はどうするのでしょうか。区長は蒲蒲線の財源確保のため国に働きかけ、住民税の基礎控除引上げによる減税をやめさせていますが、便利でもない蒲蒲線のため減税を据え置かせたと区民が知ったら、ますます蒲蒲線の人気は下がるでしょう。区民の疑義を解消するためにも陳情は採択すべきです。

41号 煩くて危険な「新飛行ルート」の中止・撤回を大田区から国に求めてほしいと願う陳情は、騒音被害も深刻でリスクも高く、十分な着陸回数を確保できるので、中止・撤回を求めています。着陸回数は時間帯にこだわらなければ確保できますし、逆にそこまでして新飛行ルートにこだわる本当の目的は何なのか心配になります。

私たちは新飛行ルートが首都圏空港機能強化の文脈の中で提案されてきたことを忘れてはならないと思います。首都圏空港には羽田、成田に加え、横田、百里、調布など、首都圏の国、民間、米軍、自衛隊など様々な主体が管理する空港が含まれているからです。新飛行ルートは横田の区域の一部削減を伴っています。横田の区域は、主権国家が守るべき空の主権の問題で返還されるべきですが、削減という言葉に象徴されるように、削減された空を使えるのは燃料費と時間を削減できる航空会社です。前回2008年の一部削減で空域が1万2000フィートから8000フィートに下がって騒音が増大し、多くの区民のクレームの電話が相次ぎましたが、今回の新飛行ルートでさらに3000フィートに下がっています。今はKAMA T9000フィートが生きていますが、新飛行ルートに変わり、次第にA滑走路からUターンして区内を北上する飛行機も目立ってきています。神奈川・都心北上ルートはしないという文言が削除されるのを区が容認したからです。いつ航空機が3000フィート近くの航行を始めるの

かと心配です。

先日の羽田空港対策特別委員会で、自衛隊機への空中給油や輸送を担うKC-767の整備を空港内の日航の整備場で行う旨の報告が、整備を担う川崎重工と整備場を持つ日本航空の連名の文書で行われました。国管理空港でありながら国土交通省の記載もなく、こんな簡単に軍民共用空港への足がかりとも言える軍用機の整備を区が認めてしまっていることに憤りを覚えます。既にイスラエルなどからの日本人の輸送の際に羽田空港が使用されているそうですが、そうした報告すら大田区議会の羽田空港対策特別委員会には行われなくなっていて、国から空港立地自治体大田区が軽視されている感が否めません。

7月3日に区長と議長が国会議員を通じて国土交通大臣のアポを取り、機能強化に対する要望も行っていますが、区から委員会への報告も、議長から議会への打診ありませんでした。区も議長も全体の奉仕者や議会の総意ではなく独断で動いていて問題です。機能強化が横田の空域や軍民共用化にも関わる重要な問題であることを改めて踏まえる意味でも陳情は採択すべきです。

公有地拡大法は、自治体などが公共目的の土地を取得しやすくするため届出制、申出制を設けていますが、緑や自然環境を守るため土地を買い取ろうとしても、千鳥3丁目16番の緑地の保全を求める陳情のケースのように、地価公示価格の規定があるため開発業者との価格競争には勝てません。税法上の優遇措置の特別控除1500万円は一律で、地価の高い東京23区において、事業者の提示する価格に優位性を持たせることはほぼ不可能です。今の公有地拡大法に基づく先買い制度は、開発から地域の貴重な緑地を保全するための制度としてほぼ機能しない状況です。区の出組に期待し、地価の高い東京において、緑地を保全する制度の整備を併せて求め、採択を求めます。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、49番北村やよい議員。

〔49番北村やよい議員登壇〕 (拍手)

○49番(北村やよい議員) おおた未来創志会は、陳情8第25号 区議会議員の政務活動費不正支出について議会として責任ある対応を求める陳情への不採択に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

今、全国の地方議会で、お金に関することで様々なニュースになっています。私たち議員にとっては、お金に関することは神経質なほど襟を正さなければならない分野であります。

先般、5月26日に区議会議員有志12名で議長宛てに「政務活動費不正受給問題に関する全議員への説明および全員協議会などの開催の要請について」という文書を提出いたしました。一人会派は幹事長会に出席できないため、要請に対する回答を直接は聞いておりませんので、又聞きにはなりますが、かいつまんで申し上げますと、議長から会派への調査を行ったことで事足りたので、要請書には回答しないというふうに聞いております。その調査については、短期間で回答閲覧という方法で限定公開されたのみでした。区議会議員以外の区民の方へは詳細を説明できたとは言えないのではないかと考えます。

私個人としましては、不正受給をした議員個人を追及したいわけではなく、不正受給でできてしまう仕組みを変えるべきだと考えております。今回の件であれば、請求書や領収書に加え、納品書も資料として提出しておけば不正抑止になったかもしれません。政務活動費は区民からお預かりした大切な税金が原資です。ぜひ議会の内部組織である政務活動費検討会でさらに厳格な仕組みになるようご検討いただきますようお願い申し上げ、本陳情の不採択について反対をいたします。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本件中、8第25号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8第39号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第 42 号及び 8 第 32 号の 2 件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書はいずれも不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件はいずれも当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第 43 号及び 8 第 30 号の 2 件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書はいずれも不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件はいずれも当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第 44 号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第 41 号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第 34 号、8 第 35 号及び 8 第 36 号の 3 件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書はいずれも採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件はいずれも当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

〔46 番 奈 須 利 江 議 員 棄 権〕

○鈴木隆之議長 次に、8 第 45 号を採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

〔46 番 奈 須 利 江 議 員 入 場〕

~~~~~

○鈴木隆之議長 以上をもって本日の日程全部を終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査のため、明 9 月 30 日から 10 月 14 日までは休会とし、来る 10 月 15 日午後 1 時から

会議を開くことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまご着席の方々には改めて通知はいたしませんので、そのようにご了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時23分散会